

平成26年8月 臨時会

津山圏域資源循環施設組合議会 8月臨時会 会議録目次

津山圏域資源循環施設組合定例会の招集について	①～②
議案の送付について	③
組合議会運営予定表	④
議事日程	⑤
会議に付した事件	⑥
出席・欠席議員	⑥
出席した説明員	⑥
出席した事務局職員	⑥

第1号（8月28日）

開会宣言	1
日程第1 議席の指定	1
日程第2 会議録署名議員の指名	1
日程第3 会期の決定	1
日程第4 津山圏域資源循環施設組合議会副議長選挙	1
日程第5 議案第1号～議案第4号一括上程	2
日程第6 議案質疑	3
閉会宣言	23
会議録署名議員	24
発言通告一覧表	25

津資組第 380 号  
平成26年8月21日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

**津山圏域資源循環施設組合議会 8月臨時会の招集について**

このことについて、別紙津山圏域資源循環施設組合告示第5号の写しを添えてお知らせします。

津山圏域資源循環施設組合告示第5号

平成26年8月21日

平成26年8月28日（木曜日）午前10時30分、津山圏域資源循環施設組合議会8月臨時会を津山市役所議場に招集する。

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮 地 昭 範

付議事件

- 津山圏域資源循環施設組合議会副議長選挙
- 平成26年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第2次）
- 工事請負契約について
- 工事請負変更契約について
- 管理者が専決処分した「損害賠償の額を定めることについて」について

津資組第 382 号  
平成26年8月21日

津山圏域資源循環施設組合議会議員 殿

津山圏域資源循環施設組合管理者 宮地 昭範

### 議案の送付について

津山圏域資源循環施設組合議会8月臨時会に提出する議案を、別添のとおり送付します。

#### 記

- 議案第1号 平成26年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第2次）
- 議案第2号 工事請負契約について
- 議案第3号 工事請負変更契約について
- 議案第4号 管理者が専決処分した「損害賠償の額を定めることについて」について

平成 26 年 8 月 28 日

### 8 月臨時組合議会運営予定表

月 日	曜	会 議	備 考
8 月 28 日	木	全員協議会（午前 9 時 30 分） ・ 次第 1 開会 ・ 次第 2 管理者あいさつ ・ 次第 3 協議事項 （1）議事日程等について （2）議会運営について ・ 次第 4 報告・説明事項 （1）経過報告 （2）事務局組織、体制について （3）平成 25 年度津山圏域資源循環施設組合繰越明許費繰越計算書について （4）平成 26 年 8 月臨時会提出議案について （5）今後のスケジュールについて	
		本会議開会（午前 10 時 30 分） ・ 日程第 1 議席の指定 ・ 日程第 2 会議録署名議員の指名 ・ 日程第 3 会期の決定 ・ 日程第 4 津山圏域資源循環施設組合議会副議長選挙 ・ 日程第 5 議案上程 管理者の提案理由の説明 ・ 日程第 6 議案質疑 採決 閉会	

## 平成26年8月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会議事日程

(第1号)

平成26年8月28日(木) 午前10時30分開議

- |       |   |
|-------|---|
| 日程第 1 | 議席の指定   |
| 日程第 2 | 会議録署名議員の指名  |
| 日程第 3 | 会期の決定   |
| 日程第 4 | 津山圏域資源循環施設組合議会副議長選挙   |
| 日程第 5 | 議案第1号 平成26年度津山圏域資源循環施設組合会計補正<br>予算(第2次)<br>議案第2号 工事請負契約について<br>議案第3号 工事請負変更契約について<br>議案第4号 管理者が専決処分した「損害賠償の額を定めるこ<br>とについて」について |
| 日程第 6 | 議案質疑及び採決  |

本日の会議に付した事件

日程番号	会議に付した事件
第 1	議席の指定
第 2	会議録署名議員の指名
第 3	会期の決定
第 4	津山圏域資源循環施設組合議会副議長選挙
第 5	議案第 1 号～議案第 4 号一括上程
第 6	議案質疑

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	秋 久 憲 司	出席		9	浦 矢 薫	出席	
2	岡 安 謙 典	〃		10	藤 田 多喜夫	〃	
3	近 藤 吉 一 郎	〃		11	國 政 敏 明	〃	
4	末 永 弘 之	〃		12	和 田 忠 治	〃	
5	津 本 辰 己	〃		13	井 戸 賢 一	〃	
6	西 野 修 平	〃		14	鷹 取 渡	〃	
7	松 本 義 隆	〃		15	貝阿彌 幸 善	〃	
8	村 田 隆 男	欠席		16	三 船 勝 之	〃	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
管 理 者	宮 地 昭 範	会 計 管 理 者	坂 本 達 彦
副 管 理 者	山 崎 親 男	事 務 局 長	上 田 輝 昭
〃	水 嶋 淳 治	事 務 局 次 長	平 井 清 治
〃	花 房 昭 夫	事 務 局 次 長	河 島 邦 生
〃	定 本 一 友	事 務 局 次 長	甲 田 勉
〃	大 下 順 正	施 設 課 参 事	永 禮 治
		総 務 課 主 幹	加 藤 俊 文

職務のため出席した事務局職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
総 務 課 参 事	津 高 宏 充	施 設 課 主 幹	松 原 寿 治
総 務 課 主 幹	平 井 良 幸	施 設 課 主 幹	内 田 充
総 務 課 主 査	金 田 真 由 美	施 設 課 主 査	松 本 博 巳
総 務 課 主 査	山 田 英 敏	施 設 課 主 査	松 岡 誠 志
総 務 課 主 任	家 元 裕 一		

会議場所 津山市役所 議場

## 平成 26 年度津山圏域資源循環施設組合 8 月臨時会

午前 10 時 35 分開会

### ●議長（西野修平氏）

ご着席を願います。

本日、平成 26 年 8 月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会が招集されましたところ、皆様方におかれましてはご多用のところご参集をいただき、大変ご苦労様でございます。

ただ今の出席議員は 15 名であります。欠席届が村田隆男君から出ております。定足数に達しておりますので、これより平成 26 年 8 月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会を開催いたします。

### 日程第 1 議席の指定

### ●議長（西野修平氏）

それでは日程第 1、「議席の指定」を行います。

ただ今、ご着席の議席を会議規則第 3 条第 1 項の規定により、議席として指定いたします。

### 日程第 2 会議録署名議員の指名

### ●議長（西野修平氏）

日程第 2、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 27 条の規定によって、1 番 秋久憲司君、14 番 鷹取渡君を指名いたします。

### 日程第 3 会期の決定

### ●議長（西野修平氏）

日程第 3、「会期の決定」を議題といたします。お諮りをいたします。本臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思っております。これにご異議はございませんか。

[承認「異議なし」と呼ぶ者あり。]

### ●議長（西野修平氏）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

### 日程第 4 津山圏域資源循環施設組合議会副議長選挙

### ●議長（西野修平氏）

それでは、日程第 4 に入り、「津山圏域資源循環施設組合議会副議長選挙」を行います。この際、お諮りいたします。

申し合わせにより、地方自治法第 118 条第 2 項の規定による推薦とすることとし、指名の方法については議長において指名することにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[承認「異議なし」と呼ぶ者あり。]



●議長（西野修平氏）

ご異議なしと認めます。

よって、「津山圏域資源循環施設組合副議長選挙」は指名推薦によることとし、議長において指名することに決しました。それでは、指名いたします。副議長に、和田忠治君を指名いたします。お諮りをいたします。ただ今、議長において指名いたしました 和田忠治君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[承認「異議なし」と呼ぶ者あり。]

●議長（西野修平氏）

ご異議なしと認めます。よって、和田忠治君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、和田忠治君が議場におられますので、この際、本席から口頭により当選の告知をいたします。

ここで、新副議長からご挨拶をいただきます。ご登壇お願いします。

●副議長（和田忠治氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

はい、和田君。

●副議長（和田忠治氏）[登壇]

失礼します。一言就任のご挨拶を申し上げます。

先程、皆様方のご推挙のよりまして、この津山圏域資源循環施設組合の副議長という要職に就任することになりました。まことに身に余る光栄であります。

また、その責任の重大さを痛感するとともに、西野議長のもと、全力を掲げ津山圏域クリーンセンター建設事業の進展と議会の円滑な運営に努力してまいる決意でございます。皆様方のご支援、ご協力を賜りますようお願いを申しあげ、簡単ですが就任のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

●議長（西野修平氏）

ありがとうございました。

**日程第5 議案第1号～議案第4号一括上程**

●議長（西野修平氏）

この際、報告をいたします。平成25年度津山圏域資源循環施設組合繰越明許費繰越計算書について、全員協議会において説明がありましたが、この会議において改めて報告いたしますので、ご覧いただくようお願いをいたします。

それでは、日程第5に入り、議案第1号「平成26年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算（第2次）」、議案第2号「工事請負契約について」、議案第3号「工事請負変更契約について」、議案第4号「管理者が専決処分した「損害賠償の額を定めることについて」を一括上程し議題といたします。この際、管理者の提案理由の説明を求めます。

△管理者(宮地昭範氏)

議長。

●議長(西野修平氏)

宮地管理者、登壇。

△管理者(宮地昭範氏)[登壇]

皆様、改めましておはようございます。本日ここに平成26年8月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様方にはご多用中にもかかわらずご出席を賜り、誠にありがとうございます。

それでは、ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第1号「平成26年度津山圏域資源循環施設組合会計補正予算(第2次)」についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、債務負担行為補正として「焼却残渣セメント原料化業務委託」及び「焼却残渣不適物処理業務委託」の2件につきまして追加を行うものでございます。これは、平成27年12月からのごみ焼却開始に伴い発生する焼却残渣を処理するために必要となるものでございます。

議案第2号「工事請負契約について」及び議案第3号「工事請負変更契約について」につきましては、津山圏域クリーンセンターの最終処分場建築工事について工事請負契約を締結し、敷地造成工事について工事請負契約を変更するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第4号「管理者が専決した「損害賠償の額を定めることについて」について」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により行いました専決処分について、同法同条第3項の規定によりこれを議会に報告し、その承認を求めるものでございます。

これは、庁用車が軽乗用車に接触した事故につきまして、相手方と損害賠償の額を16万8,826円としてその協議が調い、去る7月11日に専決処分をいたしましたものでございます。

何とぞよろしくご審議のうえ、ご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

●議長(西野修平氏)

提案理由の説明は終わりました。

#### 日程第6 議案質疑

●議長(西野修平氏)

これより、日程第6に入り、「議案質疑」を行います。

それでは、お手元に配付した発言通告一覧表に従い順次質問を許可します。

△4番(末永弘之氏)

4番。

●議長(西野修平氏)

4番、末永弘之君、登壇。

#### △4番（末永弘之氏）[登壇]

通告に基づいて質問いたしますが、質問の前に先程行われた全員協議会の報告で、環境協定が、この本会議でいくつか物議をかもしだし論議をしてきた、私が目指した方向でほぼ、直接土地の繋がった地域等を含めて、近く環境協定が結ばれるということでもあります。この間、管理者を始めとりわけ鏡野町の山崎副管理者など、さまざまご迷惑をかけてきました。一応整理ができたということで、ご苦労さまでしたという挨拶を申し上げ、お世話になりましたと申し上げて質問に入ります。

議案1号、第2次補正予算についてお聞きしますが、焼却残渣セメント原料化業務委託、限度額2億7,500万円の「債務負担行為」で、平成26年度から28年度までの3カ年の費用です。

そもそものところで、お聞きしますが、津山ブロックごみ処理広域化対策協議会が、領家地区をごみ処理センター建設候補地に決定した当時のごみ処理方法は、「熔融炉」で計画されており、「主灰・焼却飛灰はスラグ化して再利用、熔融飛灰は薬剤で処理して最終処分場に埋め立てる」というものでした。

ところが、建設予定地の決定後に、領家町内会から、熔融飛灰の埋め立てへの不安から最終処分場設置反対の申し入れに至りました。

新クリーンセンターから「熔融飛灰を持ち出して、山元還元による処理をして、再資源化する」という方針で、地元領家町内会と話がついて、なんとか領家での「建設計画を表面化できた」と言う代物です。

私の記憶が間違っていなかったら、新クリーンセンター建設予定地は、公募したその時には、最終処分場も《造る》と言う条件でした。そして、津山ブロックごみ処理広域化対策協議会では、応募してきた中の「久米連合町内会」が、「領家町内会が申請してきた。」と勝手に解釈して、領家町内会に「あなたのとこに決まりましたよ。」となりました。領家町内会から、最終処分場は、先程言いましたように「作らせない。」と申し入れが出てきたわけです。前任者の桑山さんと、4回にわたって、「造らせろ」「造らせない」と、揉めた結果として、うまい具合に、時を同じくして「山元還元による処理」が浮上し、何とか熔融飛灰は捨てないと領家町内会と合意されました。その後、ごみ処理方式が、「熔融炉方式」から「ストーカ・セメント原料化方式」に変更されたために、熔融飛灰は生じることがなくなり、焼却残渣は、一般的には「主灰と飛灰」のことだと理解をしておりますが、セメントの原料化として持ち出すということになったと記憶しております。

そして、何回も論議してきたところですが、この経過の中で、一般的に言えば、「セメント原料化対策」と言うのは、いわゆる運搬費用となると理解されているわけですが、何を

どのように業務委託をされますか、わかるように答えていただきたいと思います。いわば、この「補正予算で言う業務委託」とは、どんなものか、明らかにしてください。

次に、議案2号「工事請負」についてですが、新クリーンセンター建設事業に関して、最終処分場の入札が3度流れて、4回目に、やっと「地方自治法の特例・不落随意契約」を使っただけの契約が出来たということのようです。まず、お聞きしたいのは、全国的な建築に関する技術者不足とか、材料費・人件費などの高騰によって応札者がいない、ということで、途中で「3億7,350万円」の追加補正をして入札のやり直しをしましたが、それでも、ダメだったわけです。そして、今回の4回目の措置となったと思いますが、何で、こんなことになったのか、改めて、見解をお聞きします。

議案とは、直接の関係がないことですが、関連としてお聞きしますが、管理棟の工事発注は、1回目が不調、こう聞きます。どうなっておりますか、何が原因と考えておりますか、教えてください。

議案第3号ですが、造成工事を1億5,200万円、追加増加しております。そもそも、造成工事費は、最初の契約がいくらであったのか、そして、今までに追加した金額は、いくらか、その理由を教えてください。最終的に、今議会に提案されている「追加金額」は、どういう理由か変更の理由など教えてください。

最終的に全ての新クリーンセンター工事費は、総合計でいくらになる見通しかも教えてください。来年12月に熱回収施設の火入れ、「稼動」という計画が無事に、今のままで本当に行えるのかどうか、最終処分場の多少の遅れ、入札の「不調による延期」などは、火入れには率直に言って直接関係がないようにも思いますが、この、管理棟は、そうはいかない施設です。最低でも、火入れの時には、施設の中には管理棟がないといけないと思います。大丈夫ですか、とお聞きします。

全体の事業が完全に終了する予定の平成27年度末までに、計画に支障は起こらないのかどうかもお尋ねいたします。

造成工事との関係で、猪を初めとして「鳥獣被害」が地元では言われはじめました。造成が始まって、2年程度前から、かなり激しいと言われております。鏡野町側は、今年が、ことのほかひどい状況と言われております。実情について調査されておりますか。住民からの苦情は聞いたことがありますか。対策が必要ではないかとお尋ねいたします。

裁判で、証人喚問が行われております。取り返しの効かない過去のことではありますが、前任者のしたことと言えば、それはそれまでですが、形で言えば、裁判の現在の被告は、宮地管理者となっております。しかも、この点では、過去の問題ではなくて、まさに、今、進行形、現在の問題として、お答え下さい。

過去のことであったとしても、事実の一つしかありません。その中で、例えば、領家に予定地が決まった。領家町内会から、先ほど質問しましたように、「最終処分場は造らせない」との反対の申し出が出て、この「反対の意見が出てきた」理由は、横山の最終埋立地が満杯となって、新しい施設ができるまでの当面の最終処分場を探している趣旨の説明をしたのが、最終処分場については領家でなくても他でも手当てができるというように誤解された反対の申し出だったと、裁判で証言されました。私は、津山市議会で、特別委員会の委員長までして、経過を調査したことがあります。こんな話しは、聞いたことがありません。現在のクリーンセンターとしてどんな認識をもたれておりますか、お聞きいたします。

もう一点、公募様式には、「地元町内会代表、周辺町内会代表、地権者」の協同申請が必要と条件を付けていますが、この周辺町内会代表とは、有っても無くても良いこと、どうでもよかった、点数で評価する、一つだけでも出てきたら良かった。」などの事が、これも裁判で言われました。本当にこんな条件の公募様式で、周辺町内会の同意は、点数で評価するとされていましてどうか、明らかにしてください。お断りしておきますが、公募して、公募があつてから、領家の周辺町内会が「共同申請書になっていない」ということを、判明してから、「適地選定委員会」内部でいろいろと協議したという答弁を求めておりません。当時のことを教えてください。

登壇の最後の質問ですが、公募様式による「周辺の定義」は、申請する町内会に『あつてもなくてもよい。そして、どこを周辺として共同申請をするのかは任す。』という仕組みにした公募方式だったのかどうかも、お尋ね致します。裁判で、この点が、かなり事実として強調され、尋問に答えましたから、どうも不思議で仕方ありません。周辺地域との「共同による申請」と言う定義は、公募様式にもありますが、「周辺町内は、有っても無くても良かったとか、申請する町内会に、どことどこかはお任せする。」とかの定義は、絶対になかったと記憶しておりますが、どうなのでしょう。今から、掘り起こしても、「ここまできている事業推進がどうなるものでもありませんが、それでも、裁判は、現在進行形で、9月24日には公判が開かれます。「公募方式に書かれている真実は何であるのか。」を答えていただきたいと思います。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）[登壇]

それでは末永議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。領家町内会から「最終処分

場は造らせない」との反対の申し出が出てきた理由として、横山の最終埋立地が満杯となり、新しい施設ができるまでの当面の最終処分場を探している趣旨の説明をしたのが、最終処分場については領家でなくても他で手当できるというように誤解されたとの証言があったが、現在のクリーンセンターとしてどのような認識をもっているのか、とのお尋ねでございます。

建設候補地決定後に実施をいたしました、ごみ処理施設の視察において、当該最終処分場が焼却施設・リサイクル施設と離れていたこと。また野天で、当日は塵芥等の飛散が著しかったことで、埋め立てる溶融飛灰には重金属類が含まれているため、住民が不安になったことが、領家町内会から最終処分場設置反対の申し入れがなされた原因と認識いたしておるところでございます。

一方、建設候補地決定後、反対の申し入れが行われる間に行われた説明会で、「最終処分場と焼却場を分けられないか。」という質問がございました。前管理者が「そういう考え方もある。皆さんのご意見を伺って一番良い方法を取りたい。」などと答えている経過もございまして、説明会でなされた質疑応答を基にした証言と思われまます。

次に、公募様式には、周辺町内会の同意は、点数で評価するとされていたのか。とのお尋ねでございます。

津山市議会平成19年3月定例会におきまして、末永議員の周辺に関する質問に、当時の担当部長が、応募要領に掲げる7項目の応募要件は希望する事項と記載しており、絶対ではない旨。また、応募を受けて選定要件を決定し、そのなかで、地元と周辺を分け、地元要件については必須、周辺については、あればいいけれど、必ずしも必須条件ではないとした旨。応募要件、選定要件も適地選定委員会で決定した旨。を答弁しておりますので、適地選定は、このように進められたものと思っておるところでございます。

次に公募様式である「周辺の定義」は、申請する町内会に『あってもなくてもよい、そして、どこを周辺として共同申請をするのかは任す』という仕組みにしたものだったのか。とのお尋ねでございます。先ほどの答弁と重複になりますけれども、応募要領に掲げる7項目の応募要件は希望する事項と記載しておりまして、絶対ではなく、事業を円滑に進めていくために、できれば理解いただき、一つの町内会でも共同の申請者になっていただければという意味合いだったと、このように考えられるところでございます。以上でございます。

△副管理者（大下順正氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

二点の質問にお答えさせていただきます。まず、最初に、最終処分場の入札におきまして、応札者がないということで追加補正をいたしまして、入札のやり直しを行い、今回の4回目の措置となったが、何でこういうことになるのか、とのお尋ねでございます。最終処分場の入札につきましては、平成25年11月18日に実施いたしましたが、結果的に不調に終わりました。そこで再度入札を行うために、経過期間中に修正された単価、それから再度徴取いたしました見積もりなどをもとに設計を見直しまして、平成26年1月30日に2回目の入札を行いました。以降、この作業を繰り返すとともに、入札方法の変更等を行いまして4回の入札を実施いたしました。しかし、この間の建設資材の単価あるいは各種見積もり金額の高騰によりまして応札者がなかったと、このように推測いたしております。

併せまして、全国的には、東北大震災の復旧工事でありますとか、あるいは岡山県におきましては、大型商業施設、病院等の建設、それから津山圏域におきましては、小中学校の耐震改修等多くの建設工事が発注されまして、監理技術者の不足していることも応札を見送った要因ではないかと、このように推測いたしております。

次に管理棟の工事発注は1回目の不調であったが、何が原因と考えているか、とのお尋ねでございます。管理棟の建設工事につきましては、総合評価事後審査型の制限付き一般競争入札として、平成26年7月3日に入札公告を行いました。7月31日に開札予定でいたしましたが応札者がなく不調となっております。原因につきましては、最終処分場と同様にですね、資材の高騰、監理技術者の不足、職人の不足が大きな要因ではないかと、このように考えております。再度、資材等の価格の見直し、それから参加資格条件の見直し、こういったものを行ったうえで、再度入札公告をしてみたいと、このように考えております。以上であります。

△事務局（上田事務局長）

議長。

●議長（西野修平氏）

上田事務局長。

△事務局（上田事務局長）

それでは私から4点お答えいたします。まず、造成工事の当初の契約額は幾らだったか。そして、追加金額とその理由は、とのお尋ねでございます。敷地造成工事の当初の契約額

は、15億328万5千円でございます。組合議会平成24年12月臨時会におきまして、上記金額で契約議決をいただき、平成26年2月定例会におきまして、3億円の補正予算を議決いただき、今回、1億5,265万2,600円の増額変更になったものでございます。この変更は、擁壁及び調整池基礎部の重要な構造物の支持地盤を確保するため、改良材の種類と添加量の変更が生じたこと。次に、掘削して発生した土を造成盛土として、池の堤体鋼土、雑土など流用して使用する際に、工事工程に応じて仮置きが必要になり、積み込み運搬が必要となったこと。次に、幹線道路の埃などが多大なため、近隣住民からもその対策を求められ、アスファルト合材の入った路盤に変更する必要が生じたこと。次に、伐採木は場内に仮置きし、後に有効利用する計画で工事を発注いたしましたが、盛土の仮置き場が必要な工事状況となり、事業地外に運搬処分しなければならなくなったことなどが起因したものでございます。

2点目としまして、最終的に全ての工事費は、総合計で幾らになる見通しか、とのお尋ねです。平成25年3月に変更作成いたしました津山圏域循環型社会形成推進地域計画に従いまして事業を進めております。計画事業費は、149億2,900万円でございます。

3点目に、火入れ時には、施設の中に「管理棟」がないといけないと思うが大丈夫か、とのご質問でございます。9月に再度の入札を実施いたしまして、12月に工事着手を予定をいたしております。なお、入札条件に平成27年10月末までの施工完成を付しております、火入れ時には管理棟も完成予定でございます。

最後に、全体の事業が完全に終了する予定の平成27年度までの計画に支障は無いか、とのお尋ねでございます。最終処分場、管理棟の建設が完了いたしました後、外構工事等の仕上げ工事を行いまして、平成27年度完了を予定いたしておりますので支障はないと考えております。よろしく申し上げます。

△事務局（河島事務局次長）

議長。

●議長（西野修平氏）

河島事務局次長。

△事務局（河島事務局次長）

焼却残渣は、セメントの原料として持ち出すことになったとの経過の中で、セメント原料化対策というのは、いわゆる運搬費用となると理解されているわけであるが、何をどのように業務委託しているのか。この補正予算で言う業務委託とは、どんなものなのか、とのお尋ねでございます。

焼却残渣セメント原料化業務委託は、熱回収施設におきまして、ごみ焼却で発生した主



灰と飛灰をセメントの原料として資源化する処理業務を委託するもので、費用の内訳は、原料化の費用と運搬費でございます。

また、焼却残渣不適物処理業務委託は、焼却残渣のうち、セメント原料にならない焼却灰が付着した不適物の処理を専門業者に委託するもので、費用の内訳は、処分費と運搬費でございます。以上でございます。

△事務局（平井事務局次長）

はい。

●議長（西野修平氏）

平井事務局次長。

△事務局（平井事務局次長）

それでは鳥獣被害についてご回答いたします。造成工事が始まった2年程度前から、猪を初めとして鳥獣被害が地元ではかなり激しいと言われているが、実情について調査しているのか。住民からの苦情は聞いたことがあるのか。対策が必要ではないのか、とのお尋ねですが、猪の被害に関しまして、昨年の状況を専門家に問い合わせたところ、岡山県では、近年、中山間地域を中心に被害が出、昨年も1億5千万円もの農作物被害をもたらす深刻な状況が続いており、岡山県でも、被害防除対策を講じているにもかかわらず、増加傾向となっていると、とのことでした。

また、全国的な傾向も岡山県と同様に、生息分布が広がるなど、増加傾向となっているとのことでした。

そして、組合では、鳥獣被害について、昨年秋ごろから、領家及び中北下の住民の方々から田や畑の作物を荒したり、民家の周辺を徘徊した痕跡がある。といった被害状況を伺っておりまして、組合敷地の隣接した南側で、東西には、新池から黒岩池にわたっての、その被害を確認しています。対策の現状は、地元の方々がそれぞれ、農作物を守るための電柵や金網などの防護柵を、岡山県及び津山市の有害鳥獣補助金を利用して設置し、または、自費での対策を講じているところでございます。しかし、今後、被害がさらに拡大するようであれば、県、市で設けている、この有害鳥獣補助金の活用をお願いをしていきたいと考えています。しかし、猪の被害が全国的に増加傾向にあることから、広域的な複数の要因が関係しているとも考えられるため、造成工事を原因として、局所的な対策を行うだけでは根本的な解決には至らないとの思いもありまして、全県、全市的な対策を期待しているところでございます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番。末永弘之君。

△4番（末永弘之）

答弁いただきました。まず、管理者へ再質問ですけれども、平成19年3月議会のやりとりの答弁をしてくださいました。当初から、私は、公募条件というのは、公募した時の、そのままが条件、それ以外は条件はないと思っております。後で、条件を追加したり、修正をしたりすることはできない、こう確信をしております。さらに、陰にこもった、表に出ていないところで、実は内容がこうだったということもあり得ないと思っておるわけです。

現在の管理者として、公募条件は、どうでもよかった、自分たちの意のままに、どうでも解釈して、変更も修正もできる、自分らが後で、実は、その内容はこういう風に思ったものだなどと言える代物だと理解しておりますかどうか、お聞きします。

次に、現時点での、クリーンセンター建設に関する計画総事業費は、約149億円になるとの答弁をもらいました。今回の造成工事費変更の内容の一つに、土壌汚染に係る調査費・安全化対策費とでもいう内容が含まれていると思います。基本的には、次の決算議会で質問をしようと思っておりますけれども、これに関して、議案説明会の席で、元地権者の株式会社エナとか前管理者の桑山さんらに、ヒ素や鉛、産廃、異物の後始末など、基本的には安全である、安心の土地であると認識で購入した土地だったわけですから、再調査して、土壌汚染や産廃の掘り起こし跡地の課題などが出されてきたわけです。この費用は、株式会社エナと桑山さんにとってもらうべきだと一貫して主張し続けております。所長に、先に言いました説明会の時に聞いたら、努力はあんまりしていないという答弁がありました。それでは困るわけで、本会議を通じてどうされるのか、基本的なあり方だけを聞いておきたい、このように思います。

次に、セメント原料化について、焼却灰の扱いの再質問ですが、ごみ焼却で発生した主灰と飛灰をセメントの原料として資源化する処理業務を委託するもので、原料費用と運搬費用との答弁です。平成26年度の業務として、どんなことが想定されますか。さらに、29年度以降は、継続するということだろうと思いますが、3年間で業務委託が終了すると、予算だけみると、かたちになっております。この課題はどうなりますか、教えてください。

そして、施設も出来上がり、ほぼ焼却量など安定してくる段階で、一年間に、どの程度この分野での費用を必要となると思っておりますか、併せて教えてください。

また、焼却残渣不適物処理業務委託という処理費についても答弁がありました。これは、焼却残渣のうち、セメント原料にならない焼却灰が付着した不適物の処理を専門業者に委託する費用についてだということのようです。同じように、今後一年間に、この費用はい

くらい必要となると考えていますか、お答えください。

そして 焼却灰の処理と不適物処理とは、同じ業者になるのかどうかを答えていただきたいと思います。

議案2号請負契約についての再質問ですが、不落札随意契約について、やっと契約ができた訳ですけれども、少し横道からの契約となってしまいましたが、私は、持論として、地方自治法に色んな定めがあっても、その法律に基づいて、一つ一つが、末端の地方自治体には条例としてその法に対応するものに該当するものが必要だと思っております。これが前提になりますけれども、今回の措置のようなことが、組合の条例にはない、津山市にもない、その他の組合に加入している自治体にあるか、無いかと聞きましたが、これもないようです。どこで、どうかたちでこれが、使われているのか、組合の条例がなくても大丈夫ですよという根拠を教えてください。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

それでは末永議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。現在の管理者として、公募条件はいつでもよかった。自分たちの意のままにどうにでもできると理解しているのか、こういうようなご質問でございます。

公募申請につきましては、公募要項の不備という出発点での誤りに、その運用を行う事務局の誤りが重なりまして、その後の混乱につながったものと考え、津山市長といたしまして行った検証でも報告いたしたところでございます。条件の追加、変更等につきましては、この出発点の誤りを修正しながら、事務を進めていくための措置だったところのように思っているところでございます。以上でございます。

△副管理者（大下順正氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

不落札随意契約についての規定は、組合、津山市の条例にはないが、ある自治体があるのか。また、組合の条例になくても、できること、無くても大丈夫の範囲なのか。こういったお尋ねでございます。

法等に定めがない場合あるいは法等で定めることが規定されている場合などにつきましては、地方自治体で条例あるいは規則等を定めて、それに基づき行政執行するところとなります。

今回の不落随契につきましては、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に規定されておりますので、契約規則に規定を設けることなく法等の規定に基づきまして執行いたしました。なお、不落随契に関する事項を、契約規則に規定している構成市町はございません。以上であります。

△事務局（上田事務局長）

はい。

●議長（西野修平氏）

上田事務局長。

△事務局（上田事務局長）

土壌汚染とその対策費、1千7百万円の扱いは、とのお尋ねでございます。

この対策費につきましては、前管理者及び前地権者に責任を問えるかどうかは、弁護士と相談のうえ、処置をしてみたいと考えております。以上です。

△事務局（河島事務局次長）

はい。

●議長（西野修平氏）

河島事務局次長。

△事務局（河島事務局次長）

それでは、焼却残渣、セメント原料化業務委託、それから不燃残渣不適物処理業務委託、についての再質問、4点についてお答えします。

平成 26 年度の業務として、どんなことが想定されるのか。さらに、29 年度以降は、継続するということではなく、3 年間で業務委託が終了するということになるのか。この課題はどうなるのか、とのお尋ねでございます。

焼却残渣が発生いたしますのは、火入れ後になりますけれども、焼却残渣処理業者との契約につきましては、地元の自治体に事前に説明を必要とするものがございます。そのため、契約を前提としました協議を今年度から進めるにあたりまして、平成 27 年度の予算担保が必要であり、平成 26 年度はゼロ予算として、平成 27 年度の業務委託期間が 1 年に満たないことから、契約期間が短期になるため、平成 28 年度を合わせたものにしております。

本委託業務は、3 年間で終了するものではなく、平成 29 年度からも経常経費として必要になるものでございます。

続きまして、焼却量など安定してくる段階で、一年間に、どの程度この分野での費用が必要となると思っているのか、とのお尋ねでございます。焼却残渣セメント原料化業務委託としまして、年間約1億9,000万円を見込んでおります。

続きまして、焼却残渣不適物の処理を専門業者に委託する費用につきましても、同じように、今後、一年間に委託料はどの程度必要となるか、とのお尋ねでございます。

セメント原料化業務委託と同様、引き続き必要な業務でございます、年間約800万円を見込んでおります。

次に焼却灰の処理と不適物処理とは、同じ業者になると思えばよいのか。とのお尋ねでございます。焼却残渣セメント原料化業務委託、そして不燃残渣不適物処理業務委託とは、異なる業者となる見込みでございます。以上でございます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番。末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

まず、管理者の答弁、再々質問になりますか、最終処分場の是非論について、地元町内会とのやり取りが行われた理由について、答弁は、裁判所の証言と食い違うということを指摘しておきます。9月24日には、裁判の公判があります。証言の違いは、個人の問題ではなくて、裁判での被告は、なんべんも言ようります津山圏域資源循環施設組合であり、現在の被告代表は宮地管理者なんです。誰が証言したとしても被告側の証言です。その被告の裁判所での証言が事実と違っている、さらに、議会答弁とも違う、どうするのか、古い過去の話ではありません、なんべんも言います。裁判は生きています、進んでいるわけで、もういっぺん教えてください。

さらに焼却灰のことですけれども、灰の持ち出し費用に約2億円かかる。このクリーンセンターの建設事業が遅れるという兆しが見えた、私共の反対運動も含めて、色々と難癖を付けられた時に、これから凄いお金が持ち出しがあるんじゃないかと、いうことを言われてきました。現在、実際に津山市だけですけれども、持ち出しがいくらくらいなのかと、ちょっと聞いたら、約1億円。その後、新クリーンセンターで焼却灰を出すために、倍のお金がある。だとすれば、早く出来とっても、もっと金がいっとな言わざるを得んのです。これはただただ、意見だと思ってください。

そして、工期は本当に大丈夫かと、重ねてお聞きしますが、最終処分場は、昨年から11月から延びに延びてきたわけ、9カ月間は延びました。そして、今回、管理棟における、

危惧を聞いたら、大丈夫じゃ、何とかなるという答弁でした。でも最終処分場と違って、登壇でも言いましたが、管理棟は、火入れの時には、絶対に必要な施設だと思っておるんで、もういっぺん本当に大丈夫かお尋ねします。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

それではお答えをいたします。最終処分場の是非論についてのやり取りが行われた理由についての答弁は、裁判での証言と食い違っておるけれども、誰が証言したとしても被告側の証言でありどうするのか、とのお尋ねでございます。

領家町内会から最終処分場設置反対の申し入れの原因につきましては、ごみ処理施設、特に最終処分場の視察という認識が一般的でございますけれども、証人は、前管理者の説明会での発言が原因と認識をし、法廷での証言に至った。このように思われるところでございます。以上でございます。

△事務局（上田事務局長）

はい。

●議長（西野修平氏）

上田事務局長。

△事務局（上田事務局長）

工期は本当に大丈夫か。最終処分場と違って、管理棟は、火入れ時には無くってはならない施設であると思うがその点はどうか、というお尋ねでございます。

管理棟は、津山圏域クリーンセンターの中心施設でありまして、津山圏域資源循環施設組合の事務所機能を併せまして環境学習の機能を持たせた建物となっております。

このため、管理棟が完成しなければ、熱回収施設・リサイクル施設の管理ができないだけでなく最終処分場などの警報監視等の機能も損なわれるところでございます。

管理棟は、工期を平成 27 年 10 月 30 日までといたしまして、9 月に再度の入札を行う予定で手続きを進めております。組合議会 11 月定例会で契約案を議決していただいたのちに、着手をすることになりまして、平成 27 年 10 月の火入れ時には完成予定すると思っております。以上でございます。

△4 番（末永弘之氏）

4 番。

●議長（西野修平氏）

4番、末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

ちょっと申し訳ない、回数が増えるかもしれませんが、持ち時間内には絶対に納めますから、よろしく願いいたします。

まず、裁判の件ですけれども、最終処分場は作らせないと、公募の条件を大きく逸脱した領家の申し出は、裁判に証言があった繋ぎのような施設が必要とかの意味でなくて、新見市に答弁があったように視察に行った。その最終処分場があまりにもひどかった。だからいけんと、こうなった経緯があります。これが正しい経過だと、誰が見ても言えるわけです。裁判の証言はそこが違うと言っとる。現実はどうとか、そうであったんではないとか、管理者、答弁じゃないんじゃない。違いがあると言っとんのです。明らかに違うとるんじゃないから、何とかせにゃあいけんのじゃないでしょうか。裁判で間違いをどうしていくのか、もういっぺん答えてください。

公募の条件に付いての答弁でも、条件の追加などは、事業推進のためにやったという答弁が繰り返されております。公募条件の共同申請という課題で、そんな意味での変更が行われたりすることは、許されるとすれば、最初の公募は一体何であったのか、と言わなきゃいけません。全く無意味になってしまうわけです。しかも、公募した時点で、その予定地が決定してから、その決定をした予定地の公募申請書に、私から言わせれば合致するように、条件をあれやこれや追加してきた。これが、私は領家の実態だと思っております。

もう、公募という名を借りた特定地域との随意契約とでもいえるやり方です。今回の例は、明らかに、領家の書類はおかしい、間違っていると住民からの指摘があって、議会からも言われ、それから、あれや、これやと、公募条件の変更や言い訳、追加を、さも初めからあるような顔をして、説明してきたと思っております。残念ですが、当時の適地選定委員会でも、まさか、領家が正式な申請者ではなかった、周辺の鏡野町側の共同申請者としての署名・捺印がなかったなどは露ほどにも思わなかった。気が付かなんだじゃないんです。思うことが必要じゃなかったわけです。わからないままに過ぎた事態でした。事業推進のためにやったと、前任者の答弁の範疇で証言したとの答弁を繰り返しておりますが、間違いを、間違いとして認めもしないで、間違いの上塗りをしてはいけないと、宮地管理者、思いますが、どうでしょうか。

造成工事の請負変更契約の答弁をいただきました。実際に工事をやりながら、想定をしていない難点などに出会い、仕方なく工事に変更されるという、まあ、そんなことはありうることはあります。異物・産廃の掘り出しの跡地とか、ヒ素や鉛など、有害物質は、

完全に除去しているかどうか、もっと厳密な調査をして購入する必要があった。いわば、わかっていた瑕疵なんです。私はそう思っております。決算で論議しようと思いますということをもういっぺん申し上げておきます。

造成工事と、猪などの被害について、イモ類、稲、スイカなど、手が付けられない実態です。農業施策としての猪対策の補助制度は活用されているようですが、とても、とても、それだけでは何ともならない。ある人は、もう手が付けられないから、荒れたまま放置している。こう嘆いております。率直に言いまして、クリーンの工事が原因かどうか、因果関係を科学的に立証しているものではありませんけれども、クリーンの環境アセスの工事、この時を同じくして文化財調査などが始まり、領家に、ブルなどの工事車両が入り始めてから周辺は被害が出始めたのが事実なんです。この2年ほど前からです。クリーンの造成工事が本格化し、山が宅地に変化した。この時から被害は、激しくなったと言われております。クリーンとしての特別の対策が必要と思っておりますが、いかがですか。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

繰り返しの質問にお答えをいたします。領家の申し出に関する裁判の証言が、事実と違う。この裁判での間違いをどうするのか。とのお尋ねでございます。

証人が行いました、地元説明会におきまして、横山の最終埋立地が満杯となり、新しい施設ができるまでの当面の最終処分場を探している趣旨の説明をしたのが、最終処分場については領家でなくても他で手当てできるというように誤解されたという証言内容も、ごみ処理施設、特に最終処分場の視察とともに、反対の申し入れの一つの原因だったと、このように思っております。

次に、公募の条件に付いて、条件の追加などは、事業推進のために行ったとの答弁だが、間違いを、間違いとして認めないで、間違いの上塗りをしてはいけないと思うが、どうか。とのお尋ねでございます。

私は、津山市長として行った検証の中で、公募要項の不備について、出発点での誤りと判断をいたしましたけれども、当時の事業は、公募要項を作成後、場合に応じて、追加、変更という修正作業を行いながら進めていたものとこのように思っております。なかなか質問に対する答弁が、ガチっとう合いませんけれども…。

〔「合せてください。」と呼ぶ者あり。〕



△管理者（宮地昭範氏）

一つご了承いただきたい、このように思っておるところでございます。

△副管理者（大下順正氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

大下副管理者。

△副管理者（大下順正氏）

クリーンの工事が起因して、鳥獣被害が激しくなったと言われているが、クリーンとしての特別の対策が必要ではないか、こういったお尋ねでございます。

近年、中山間地の人口減少でありますとか、耕作放棄地の増加、森林の荒廃によりまして、生息環境の変化が原因と思われまして鳥獣被害が全国的な課題となっております、津山圏域におきましても同様な状況でございます。クリーンセンター周辺の鳥獣被害が、建設工事に起因するかどうかにつきましては分かりませんが、関係がないという立証もできない、こういったことも事実でございます。県、市で設けております有害鳥獣補助金の活用状況、こういったものを見まして、必要に応じまして町内会等と協議を行いまして、必要であれば周辺対策事業として対応を検討してまいりたいとこのように考えております。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番。末永弘之君。

△4番（末永弘之氏）

ほぼ最後の質問にしようと思うんですけど、まず最終処分場の特別の不落札随意契約について、津山市の条例も関係する各町の条例にもない。しかし、不落随契については、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に規定されておるから、この契約規定に、地方自治体で規定がなくても大丈夫、法の規定に基づいてやれる。こういう事が繰り返された答弁であります。

答弁にありました津山市の契約規則第27条、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の規定ですね。随意契約によることができる契約が何かという規定を作っておるんです。ご承知の通りです。そして、6つの具体的な随意契約ができる項目、主に価格のことを1項の第1条では決めておりますから、書いておるわけです。ここに、不落随意契約という項目が無いんですね。随意契約が出来る条項を、せっかく地方自治体が持ちながら不落随意契約という項目が無いんですね。私は不思議でかなわん。もちろん率直に言って、私も

40年を超える議員生活をしておりますが、初めてですね。不落随意契約があるということすら、率直に言って失礼ですがわからなかった。初めてこの言葉を知ったわけです。職員の皆さん方も多分、生涯職員歴を通じて1回くらい経験するかせんかというような出来事だろうとは思いますが。さりとて、できあえたことですから、私は条例にあるべきことをすべきじゃないと思えて仕方ありません。随意契約が出来るとの項目との関係で、どう思われますか。167条の2、8号と1号の違いはありますから一概ではありません。競争入札に対し、入札者がいないとき、又は再度の入札に対して落札者がいないときに随意契約ができる。ここまで規定しとるんですから、何とかかなりそうな気がして仕方ありません。あとは金額の規定ばかりですから、とやかく言うことはない、こう思っております。

随意契約ができる場合、地方自治体での条例、規定に明文化すべきじゃないかと思いますが、この点についてもういっぺん教えてください。

次に管理棟の再度の入札へ向けての課題でお聞きします。最終処分場の多少の遅れは、先程も言いました。全体の最終的な工事工期の課題であって、多少の問題点が生まれる程度で、焼却施設の稼働、火入れという点では何とかなるとしても、さて、管理棟と言うのは、答弁でもありましたように、火入れまでには建設されていないと、大変なことになります。火入れ自体が、延期ということに直接結びつく課題だとも思っております。2度目の入札が、果たして、うまく入札ができるのでしょうか。希望的観測では、出来るというのは当然です。最終処分場も同じように理由で、2回、3回、4回とこうきた。これは忘れてはならないと思っております。1度目は、2度目は応札者があり、上手くいくと思う。こういう答弁ではありますけれども、4回目にやっと出来て、しかも問題になっている不落随意契約という、珍しい、珍な契約となってしまった訳で、11カ月遅れとる。こういうことも含めて、確信が本当に持てるのか、もういっぺん、ちょっと失礼ですが、答えていただければ、こういうふうに思います。

さて、総事業費の関係、入札とか契約変更とか、契約済みの工事について、追加予算などが必要になってくる。さまざまなことから色々なことがあるということは良くわかりませんが、その点でお尋ねします。今回の追加予算に反対はしませんが、最終処分場入札が、4回も流れて、やっと不落随意契約によって、契約が成立した。これは敷値よりも高く、入札が不調に最後終わったわけです。止むを得て話し合っ、敷値まで落として、共同企業体に、まあ我慢してもらった契約と言えらと思います。企業体が見積もったどの部分をどれだけ安く見るようにしたのか、それは別として、ややもすると、これらに似た課題が途中で、追加予算の必要性という事になってしまい、いわゆる敷値よりも、遥かに高い、今のですよ。今の敷値よりも遥かに高い工事費になるというケースはままあります。その

可能性もあります。もちろん、追加される予算は、その時それぞれ必要な工事が新たに生まれたという理由によるものであることは承知しております。しかし何となく、市民目線から見たら違和感がある。このように言わなかったらいけません。今回のケースは、そのようなことは起こらないという保証がありますかどうか、お聞きします。

そして、猪の被害などを聞いてきましたが、組合、行政そのものではありませんが、騒音とか、工事中の事故とかが問題となって、請け負った会社のほうが、保障したり対策工事をしたりのケースも世の中には見受けられます。直接的に、行政が保障するわけではありませんが、これらの現象も、いわば、予算がのちに追加される契約になるというケースもあるのではないかと、私は危惧をしております。こうした事態が表面化すれば、先程言いました、違和感では、管理者、ありません。行政不信にまで発展してしまう課題です。こういう現象を一般論でよろしい、どう思われますか、教えてください。

そして、猪の被害などは、因果関係は答弁にありました。お互いが、明確にできないわけです。これも答弁にありました。造成工事が原因じゃないという話も持てれないわけです。そういう意味で言えば、農林業の対策という補助ではなくて、組合が直接補助するというのも、検討しなきゃいけないのじゃないかと、こう思いますので答弁してください。

裁判での証言との関係で、管理者に再度お尋ねです。公募を条件に、間違いさ、不十分さは、宮地市長として、検証して、間違いは、間違いとして指摘し、整理できるものは整理してきた。こう言う意味の答弁、過去もそうでした。確かに過去の問題、申請用紙が、提出された時については、検証という点で整理され、政治的な決着を見たのも事実ですけども、しかし今、質問しとるのは、何べんも言います。進行中の裁判での証言なんです。9月24日には裁判があるわけです。手直しが私は必要だと思う。手直しをせんと、宮地さんがやった、検証が検証でなくなってしまう。極めて失礼、宮地さん、頭にきて怒るかもしれんけど、前管理者の桑山さんがやったことをそのまま裁判では正しかったという証言になってしもうとんですよ。全部議事録を見てください。裁判所の。それはあなたの言う事は違うでしょうがな。今、あなたは被告席に好むと好まざるに関わらず、座っとんですから、何とかしてください。このことを答弁いただいて、ひょっともういっぺん言うかもしれないませんが、一応終わります。

△管理者（宮地昭範氏）

議長

●議長（西野修平氏）

宮地管理者。

△管理者（宮地昭範氏）

末永議員からの方からの非常に厳しい質問をいただきました。裁判の問題もあるわけですが、宮地らしさ。宮地らしさがないじゃないかと、こういう質問であろうと、このように思います。実は私も、このクリーンセンターの建設事業につきましては、当初からね、任務していると非常に大きな、これで良いんだろうかと、こういう思いをしてきたところでございます。そして職員の皆さん方、あるいは副管理者の皆さん、職員の皆さん方ともいろんな意見を聞きながら取り組んできた、こういうことでございます。そういった舵取りの仕方ですね。あるいはまた、事業推進の手法と言いますか、こういったことについても一定程度ご理解をいただきたい、こういうふうには実は思っておるところでございます。議員の方から見ますと、宮地らしさがないと、こういう思いが非常に強いということが、わかりますけれども、私は私なりに宮地らしさを出して一つ頑張っておると、こういうようなことでございます。裁判における色んな問題等もございませぬけれども、私ができる最大限の答弁をさせていただいたと、こういうことでひとつご理解をいただきたいと思っております。以上です。

△副管理者（大下副管理者）

議長。

●議長（西野修平氏）

大下副管理者。

△副管理者（大下副管理者）

3点の質問にお答えさせていただきます。

まず、不落札随意契約について、地方自治体での条例、それから規則に明文化していないといけないと思うが、どうか。再度のご質問でございます。繰り返しの答弁、大変恐縮でございますが、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に規定されております、競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき、の随意契約を一般的に不落札随意契約と称しております。このように法などに規定がある場合におきましては、契約規則に規定を設けることなく、同法の規定に基づいて執行できる、このように理解をいたしております。

それから2点目でございますが、管理棟の完成が遅れることは、火入れ自体の延期に直結する課題だと思うが、2度目の入札は大丈夫かと、こういったお尋ねでございます。

現在、県内の大型商業施設でありますとか、あるいは病院の建設、津山市での小中学校の耐震工事なども落ち着きまして、資材、技術者の確保について一定の見通しが立つ状況になっております。次回の応札が期待できると、こういった条件の中で思っております。

それから最後に鳥獣被害でございますが、この件につきましても先程も答弁いたしました、必要に応じまして、町内会と協議を行いまして周辺対策事業として、対応・検討し

てまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

△4番（末永弘之氏）

4番。

●議長（西野修平氏）

4番。末永弘之君。簡潔にお願いします。

△4番（末永弘之氏）

はい。管理者ね、具体的なクリーンセンターの建設という現場、あるいは事業推進、これで前管理者と大きな違いを見せとる。このことは理解しとると言うとな、私は。問題は、現在進行形の裁判の証言を見る限り、前任者のことをそのまま、まあ言葉がちょっと違いますけれども、桑山さんのしたことが全部正しかったという証言を繰り返しようたんでは、ここでは宮地らしさがないがなと、こう言っとなです。現場はね、いろんな動き方を見たり、いろんな相談したりいろんなことを見て多岐に大きく変わってきて、事業の推進したということは私も認めとるんじゃ。しかし、裁判でそれが生きてないがな、とこう言っとなで、もし何かあったらもう一言。

それから地方自治法との関係、これは要望ということになると思いますが、私は持論として地方自治法でいろんな定めがある。これは誰もが知つとること。しかしそれは、概ね地方自治体でそれぞれ生かすという点では、地方自治体にそれに準ずる条例とか規則とかを完備しておる、この関係が国と地方自治体。すなわち法律と条例との絡み。こう思っております。そういう意味では、不落随意契約についても、一定程度もっと研究をして出来れば地方自治体の中に条例とか規則とか整備してもらいたい。このことはお願いしておきます。管理者、何か意見があれば言ってください。なかったらもう終わっても結構です。すいませんでした。

●議長（西野修平氏）

以上で通告による質疑は終わりました。討論については、通告がございません。

これより採決に入りたいと思いますが、ただいま上程いたしております日程第5の4つの議案については、それぞれ分割して採決いたします。まず、議案第1号について採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

(賛成者 14名)

●議長（西野修平氏）

起立全員と認めます。よって、議案第1号については、原案のとおり可決することに決しました。次に、議案第2号について採決いたします。お諮りいたします。本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

(賛成者 14名)

●議長（西野修平氏）

起立全員と認めます。よって、議案第2号については、原案のとおり可決することに決しました。次に、議案第3号について採決いたします。お諮りします。本案を、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

（賛成者 14 名）

●議長（西野修平氏）

起立全員と認めます。よって、議案第3号については、原案のとおり可決することに決しました。次に、議案第4号について採決いたします。お諮りします。本案を、原案のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

（賛成者 14 名）

●議長（西野修平氏）

起立全員と認めます。よって、議案第4号については、原案のとおり承認することに決しました。以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は終了いたしました。

この際、管理者よりご挨拶があります。

△管理者（宮地昭範氏）

議長。

●議長（西野修平氏）

管理者、登壇。

△管理者（宮地昭範氏）[登壇]

本日は、大変ご多忙のところ組合議会臨時会にご出席いただき、またただ今は、提案した議案につきましてご議決、ご承認を賜りまして、誠にありがとうございました。議員の皆様におかれましては、ご指導並びにご支援のほど心よりお願い申し上げまして、ご挨拶にかえさせていただきたいと思っております。本日は大変ご苦勞様でございました。ありがとうございました。

●議長（西野修平氏）

本日は、議案全部が全員賛成ということで、採決いたしました。誠に結構なことでございます。これをもちまして、平成26年8月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

午前11時45分 閉会

地方自治法 123 条 2 項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

平成 26 年 8 月 28 日

議事録署名人 津山圏域資源循環施設組合 議長 西野修平

津山圏域資源循環施設組合 議員 秋久憲司

津山圏域資源循環施設組合 議員 鷹取 渡

平成 26 年 8 月津山圏域資源循環施設組合議会臨時会発言通告一覧表

平成 26 年 8 月 28 日

区 分	番目	氏 名	件 名	答弁者
議案質疑	1	末 永 弘 之	①議案 1 号 補正予算 ②議案 2 号と 3 号 工事請負について	管理者 副管理者 事務局長 他